

【参考】平成12年3月1日老企第36号 厚労省老人保険福祉局企画課長通知 第2の9(2)

① 算定の可否の判断基準

要介護1の者に係る指定福祉用具貸与費については、その状態像から見て使用が想定しにくい「車いす」、  
「車いす付属品」、「特殊寝台」、「特殊寝台付属品」、「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「認知症老人徘徊感知機  
器」、「移動用リフト（つり具の部分を除く。）」及び「自動排泄処理装置」（以下「対象外種目」という。）に対し  
ては、原則として算定できない。また、「自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）」  
については、要介護1の者に加え、要介護2及び要介護3の者に対しては、原則として算定できない。しかしな  
がら利用者等告示第三十一号のイで定める状態像に該当する者については、軽度者（要介護1の者をいう。ただ  
し、自動排泄処理装置については、要介護1、要介護2及び要介護3の者をいう。以下(2)において同じ。）であ  
っても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について指定福祉用具貸与費の算定が可能であり、  
その判断については、次のとおりとする。

ア 原則として次の表の定めるところにより、「要介護認定等基準時間の推計の方法」（平成11年厚生省告示第  
91号）別表第一の調査票のうち基本調査の直近の結果（以下単に「基本調査の結果」という。）を用い、その  
要否を判断するものとする。

イ ただし、アの(二)「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及びオの(三)「生活環境に  
おいて段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得  
た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担  
当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者が判断することとなる。なお、こ  
の判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で  
行うこととする。

ウ また、アにかかわらず、次のi)からiii)までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断さ  
れ、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が  
判断されている場合にあっては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、そ  
の要否を判断することができる。この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書によ  
る確認のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見に  
より確認する方法でも差し支えない。

- i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示第三十一号のイに該当する者  
(例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)
- ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第三十一号のイに該当することが  
確実に見込まれる者  
(例 がん末期の急速な状態悪化)
- iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第三十一号のイに該当すると判断できる者  
(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

注 括弧内の状態は、あくまでもi)～iii)の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。  
また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、i)～iii)の状態であると判断される場合もありうる。